

2019年6月25日

布 亀 株 式 会 社
代表取締役 社長 布目 荘太 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

代表理事 片山 登志子

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033

大阪市中央区石町1丁目1番1号

天満橋千代田ビル

TEL06-6920-2911/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp>

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、事業者による不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体及び消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体で、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、消費者から当団体に対して、貴社が提供する「リパソールAT」（以下、「本商品」といいます。）の表示に関する情報が寄せられ、現在、当団体にて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるような表示がないか、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上の疑義がないかについて検討しております。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、2019年7月25日までに、文書でご回答いただきますよう、お願い申し上げます（なお、本文中の貴社ウェブサイトの引用は、本年6月24日時点のものです）。

当団体は、貴社に対する「お問い合わせ」の活動については、貴社に対して「お問い合わせ」活動を行っていること自体も含め、非公開で行っております。

今後、貴社に対する「申入れ」等の活動に移行した場合は、当団体から貴社に対する「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、「申入れ」以降の全ての経緯及びその内容を当団体ホームページ等で公開いたします（当団体の活動方針の詳細については、別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』『要請』『差

止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください)。

なお、貴社が、このたびの当団体からの「お問い合わせ」を機に、当団体の担当者との面会・協議を行ないたいとお考えの場合には、その旨を上記の回答期限までに当団体宛、ご連絡願います。

貴社の誠実、真摯なご対応を期待しておりますので、宜しくお願い申し上げます。

記

(質 問 事 項)

1

(1) 本商品の外箱には、「**飲む前にのむ、毎日の健康に**」との表示があり、また、本商品の宣伝広告である貴社の下記ウェブサイト

<http://shop.nunokame.co.jp/fs/nunokame/H-00167>

の「スタッフのコメント」の欄には、「**飲み会の前に一本！のドリンクです！**」との表示があります。

消費者から見ると、これらの各表示は、貴社が、アルコール飲料、すなわち「お酒」を飲む前に本商品を飲むことを推奨する趣旨に出たもの、という印象を受けますが、貴社が上記表示をされた趣旨について、このように理解してよろしいでしょうか、貴社のご見解をお聞かせ下さい。

(2) 「お酒」を飲む前に、本商品を飲用することによって、本商品を飲用した者の身体に、どのような影響があるものとお考えでしょうか、貴社のご見解をお聞かせ下さい。

(3) 質問事項「1 (1)」記載のウェブサイトには、

「リパソール AT では、肝臓に良いとされる 3 大成分、肝臓エキス 200mg、ウコンエキス 100mg、オルニチン 200mg を配合。」との表示がありますが、消費者から見ると、この表示は、本商品を飲用すると、肝臓に良いのだ、という印象を受けますが、貴社がこの表示をされたのは、本商品に含まれるとされる肝臓エキス、ウコンエキス、オルニチンの各成分が、本商品を飲用した者の身体（特に肝臓）に対し、何らかの良い作用をする（肝臓に良い）ことを表示する趣旨に出たものでしょうか。

そうであるとすれば、貴社は、上記表示により、本商品の飲用により、具体的にどのような作用があるとお考えでしょうか、貴社のご見解をお聞かせ下さい。

2 本商品を宣伝広告する貴社の「布亀ヤフー店」の下記ウェブサイト

<https://store.shopping.yahoo.co.jp/nunokame-99box/h-00167.html>

には、

- ・ お酒を飲む方
- ・ 外食やお酒の席が多い方
- ・ お酒を飲まなくても食べるのが好きな方
- ・ 年齢による体力の低下が気になる方
- ・ 体が重いと感じる方
- ・ 飲み会が多い
- ・ ビールをよく飲む
- ・ 好き嫌いがはげしい
- ・ 朝のおトイレが気になる
- ・ 健康を維持したい

との表示があります。

一般消費者が上記表示を見ると、上記各表示に該当する者にとって、本商品（を飲用すること）がお勧めである（推奨される）ものであるとの印象を受けます。

貴社が上記各表示をされたのは、本商品の飲用を、上記各表示に該当する者に対して推奨する趣旨に出たものでしょうか。そうであるとすれば、いかなる根拠・理由によるものでしょうか、貴社のご見解をお聞かせ下さい。

- 3 当団体としては、一般消費者が本商品の外箱の表示や上記各ウェブサイト上の表示見ると、「本商品を飲用することにより、飲酒による身体へのダメージを軽減する、もしくは、二日酔いに効く」との印象を持つものと言わざるを得ないと考えますが、この点に関する貴社のご見解をお聞かせください。

以 上